

## 「未来に輝く教育のまち条例（案）」社会教育委員の主な意見

- ・条例の目的や背景を示す解説資料があるとわかりやすい。
- ・子どもの定義を「18歳未満の者」としているが、こども基本法では「心身の成長の過程にある人」とされている。「18歳未満の者」と定義する趣旨について。
- ・子どもの「人格尊重」、「最善の利益」といった文言を加えること、また、「子どもの意見の聴取」ということについては、「子どもの意見を尊重し」「子どもの視点を尊重し、意見を聴き対話する」といった表現がわかりやすい。
- ・コミュニティスクール構想や地域学校協働本部活動と深く結びついており、現在の取組の強化が必要である。
- ・学校園の役割に学校の自律性の観点を加えることが必要である。コミュニティスクール構想の根底にある本質的な課題である。
- ・教育行政の中立性・独立性について、そもそも新たに市長提案の条例の制定をすることに、これまでの教育行政の形が変わってしまうのではないかという懸念を持たれてしまう側面がある。
- ・行政だけが責任ではなく、保護者も役割ではなく責任である。保護者が頑張るとそれに対して、市民もサポートすると思う。
- ・教育は、机上で学習することだけではないので、農業や産業の体験、地域交流のイベント等、多様性のある活動や経験値を深める取組みを拡充してほしい。